

令和元年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 4

2 議事

(4) 成年後見制度市長申し立てについて

成年後見申立てについて

1 成年後見制度利用支援事業にかかる市長申立て件数

年度	高齢・障害	件数	合計
H18	高齢	4	4
	障害	0	
H19	高齢	7	9
	障害	2	
H20	高齢	4	5
	障害	1	
H21	高齢	8	10
	障害	2	
H22	高齢	13	14
	障害	1	
H23	高齢	14	21
	障害	7	
H24	高齢	13	15
	障害	2	
H25	高齢	16	19
	障害	3	
H26	高齢	5	13
	障害	8	
H27	高齢	12	23
	障害	11	
H28	高齢	17	24
	障害	7	
H29	高齢	15	18
	障害	3	
H30	高齢	11	15
	障害	4	

2 成年後見制度の市町村申立て及び本人・親族申立ての支援を行った件数（平成30年度）
※厚生労働省老健局振興課が実施した「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査」に対し、各区統括支援センター及び地域包括支援センターが報告した件数

240件

3 福岡家庭裁判所小倉支部管内 北九州市居住者の成年後見等申立て件数(平成30年分)

(1月～12月)

245件

成年後見制度利用支援事業の促進について(案)

1 市長申立てが必要な判断基準の一部変更

北九州市成年後見制度利用支援事業事務手順書の、市長申立て案件の「判断時の参考」(下記(1)～(4))について解釈を一部変更し、成年後見制度市長申立てを利用し易くする。

変更前	変更後
<u>金銭管理</u> <u>契約行為</u> 両方が必要	<u>在宅の高齢者等は</u> <u>金銭管理</u> <u>契約行為</u> の <u>いずれかが必要</u>

*「判断時の参考」

- (1) 金銭管理が必要であること
- (2) 契約行為が必要であること
- (3) その他、特別な事情があると福祉事務所が認めるもの
- (4) 市長申立以外の支援方法(地域福祉権利擁護事業の利用を除く)がないこと

2 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)から成年後見制度利用への移行

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用者でありながら、判断能力の低下から、地域福祉権利擁護事業利用にかかる契約締結と、利用意思の表明ができない状態で、上記「判断時の参考」(1)～(4)を満たす者について、地域包括支援センター等へ引き継ぎ、成年後見制度への移行を促すものとする。